

弁理士試験 最短合格ゼミ

【口述試験“超”実践的マニュアル】

SAMPLE

第二巻 解答テクニック編

発行

知財チャンネル
CHIZAI-CHANNEL

弁理士

著者

奥町 哲行

弁理士

判例案内人

弁理士試験 最短合格ゼミ

【口述試験“超”実践的マニュアル】

第二巻 解答テクニック編

SAMPLE

CONTENTS

- ① 条文の文言で答える
- ② 省略せずに答える
- ③ 講学上の用語は要求されてから答える
- ④ 趣旨、文言解釈は青本基準の原則で答える
- ⑤ 自分から個数を宣言しないこと
- ⑥ 条文集は安易にみないこと
- ⑦ 「わかりません」と安易に言わないこと
- ⑧ 声は大きくハッキリと

発行

知財チャンネル
CHIZAI-CHANNEL

弁理士

著者

奥町 哲行

弁理士

判例案内人

【口述試験超実践的マニュアル】

(サンプル2)

<解答テクニック編>

本編では、身につけた知識が試験委員に対して十分に伝わり、無用に時間を浪費したり試験委員の心証を悪化させたりせずにスムーズに解答するためのテクニックについて、適宜、具体例を交えながら解説していきます。

① 条文の文言で答える

解答する際は、極力、条文の文言を使って答えることを心がけるとよいでしょう。

条文通りに答えようとする姿勢に対し、

悪い心証をもたれることはないからです。

仮に、試験委員がほかの解答を求めていた場合には、「別な言い方では？」と問われるでしょうから、それに応じて答えればよいのです。

これに対し、条文通りでない表現を使った場合、出題の仕方が上手くない試験委員にあたると、「もっと正確に」、「本当ですか？」などと問い返されます。

これをされると、受験生側では試験委員が何を不満に思っているのかに気付きにくくなり、いたずらに時間を浪費してしまいます。

また、条文上の効果は同じであっても、表現が異なっている条文は

それに留意して答えるのがよいでしょう。

条文上の表現が異なっていることには**それなりに意味がある**ので、
そういった相違点を軽視する姿勢がばれると試験委員の心証が下がります。

以下、具体例を挙げます。

(具体例 1 ; 条文通りに答えるべき例)

Q : 明細書について補正をすることができる範囲についてお答え
下さい。

A : (良い例)

**願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載
した事項の範囲内において行うことができます。**

A : (悪い例)

- ・ 願書に添付した明細書、特許請求の範囲、図面の範囲です。
- ・ 当初明細書等の範囲です。
- ・ 明細書等に記載した範囲内です。
- ・ 明細書、特許請求の範囲、図面です。
- ・ いわゆる新規事項の追加とされない範囲です。

等々